

川崎市高津区公告第73号

次の介護保険料に係る過誤納金還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年10月10日

川崎市高津区長 白井 豊一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	介護 保険料			計1件

（別紙省略）